

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社京葉銀行			コード	8544
提出日	2026/5/28	異動（予定）日	2026/6/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	上西 京一郎	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	三枝 紀生	社外取締役	○										○				新任	有
3	山本 二雄	社外取締役	○										○				新任	有
4	岩原 淳一	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5	戸部 知子	社外取締役	○										○		△		訂正・変更	有
6	田村 麻理子	社外取締役	○										○				新任	有
7	向畑 留美子	社外取締役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	上西京一郎氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。 同氏が代表取締役社長兼〇〇〇社長執行役員を務めておられた株式会社オリエンタルランドと当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料等の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1％未満、当行連結業務粗利益の1％未満です。	株式会社オリエンタルランドの代表取締役社長兼〇〇〇社長執行役員等を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略やお客様本位の業務運営について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役として選任しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
2	三枝紀生氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。 同氏が代表取締役会長を務めておられた京成電鉄株式会社と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1％未満、当行連結業務粗利益の1％未満です。	京成電鉄株式会社の代表取締役社長、代表取締役会長等を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略や地域経済の持続的成長について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役として選任しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
3	山本二雄氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。 同氏が執行役常務を務めておられた株式会社日立製作所と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同社へシステム関連の支払いがあります。また、代表取締役取締役社長を務めておられた株式会社日立ソリューションズと当行の間には預金取引があり、当行から同社へシステム関連の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1％未満、当行連結業務粗利益の1％未満です。	株式会社日立製作所の執行役常務や株式会社日立ソリューションズの代表取締役取締役社長を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略やIT戦略・デジタル分野への取り組みについて有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役として選任しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
4	岩原淳一氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。 同氏がコンプライアンス室長等を務めておられた新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）へ会計監査報酬等の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該法人収入の1％未満です。	公認会計士として長年培ってきた財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を活かし、財務リスクや企業会計の観点から有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
5	戸部知子氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。 同氏が労働委員会事務局長等を務めておられた千葉県と当行の間には預金及び融資取引があり、当行から同県へ寄付を行っております。また、千葉県支部事務局長を務めておられた日本赤十字社と当行の間には預金取引があり、当行から同社へ寄付を行っております。2025年度の取引額は、いずれも、当該取引先歳入又は経常収益の1％未満、当行連結業務粗利益の1％未満です。	千葉県及び日本赤十字社における職務を通じて培ってきた豊富な知識や経験を有しております。その知識と経験を当行の経営や地域振興分野への取り組みについて有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。

6	田村麻理子氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。 同氏が執行役員内部監査部長等を務めておられた株式会社帝国ホテルへ施設使用料の支払いがあります。2025年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満です。	株式会社帝国ホテルの人材育成部長、執行役員内部監査部長を経て、2024年6月より常勤監査役を務めており、公認内部監査人及び公認不正検査士の資格を取得するなど、内部監査に関する豊富な知識や経験を有しております。その知識と経験を企業経営の健全性だけでなく、顧客サービス向上に向けた有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。
7	向畑留美子氏と当行との間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であります。当行から同氏へ相談業務における報酬の支払いがありますが、2025年度の取引額は100万円未満です。	弁護士として長年培ってきた法令に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を企業法務やコンプライアンスの観点から有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は過去に企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足していることから、当該役員については一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断され、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当行が定める独立性判断基準は以下のとおりです。 【社外役員の独立性判断基準】 当行における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。 1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。 2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。 3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） 4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。 5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。 （1）上記1から4までに該当する者。 （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。 （注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。 （注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。 ただし、個人の場合は、当行より直近1年間で1,000万円以上の支払がある者。 （注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。 （注4）総議決権の10%以上を所有する株主。 （注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。 （注6）二親等内の親族。
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。